

未婚の児童扶養手当受給者の方へ 給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者で、未婚のひとり親(今までに一度も法律婚をしたことがない方)に対し、臨時・特別の措置として給付金を支給します。

《対象》以下のすべてに該当する方

- ・令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ・令和元年10月31日時点で、これまでに法律婚をしたことがない方(同日、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方)

※ただし、所得や公的年金等の受給により児童扶養手当が全額支給停止となる場合は、給付の対象になりません。

《申請期限》

令和元年8月1日(木)～令和2年1月31日(金)

児童扶養手当の現況届と一緒に申請書を提出した場合は再申請の必要はありません。

《申請時必要書類等》

- ・臨時、特別給付金申請書
- ・戸籍謄本(本籍地が本市以外の場合)
- ・本人確認ができる書類
- ・給付金の振込先口座が確認できる書類(児童扶養手当の受け取り口座を指定する場合は不要)

《申請窓口》

子育て支援課児童福祉係、または各支所窓口係

《支給額》

17,500円 ※対象人数にかかわらず一律原則、児童扶養手当の令和2年1月の支払日に支給します。

子育て支援課 児童福祉係 担当:中川

☎お太助フォン 47-1283 ☎42-2130

まちづくりサポーター保険制度

安芸高田市まちづくりサポーター保険制度

市内を拠点に活動を行っている市民活動団体やその団体で活動する方が安心して活動できるように、市が保険料を負担し活動を行うみなさんが保険対象になる制度

《対象者》

- ・市内に活動拠点を置く市民活動団体、及びその団体の活動をしている方
- ※スポーツ大会や祭りなどの競技者、見物人は対象外です。

《対象活動》

- ・広く公共の利益を目的とした自主的、自発的な活動
- ・計画的、継続的に行われている活動
- ・無報酬で行われている活動(実費弁償は無報酬とみなします)

※政治、宗教、営利を目的とした活動、自助的な活動や懇親を目的とした活動、危険度の高い活動などは対象外です。

万一事故が起こってしまった場合は、速やかに地方創生推進課まちづくり支援係、または

各支所窓口にご相談ください。

詳細は市ホームページをご覧ください。



地方創生推進課 まちづくり支援係 担当:岡本・立川

☎お太助フォン 42-2124 ☎42-4376

身体障害者手帳を所有する方へ
運転免許取得費・自動車改造費一部給付

自動車運転免許取得費給付

《対象》

市内に住む1～4級の身体障害者手帳を所持する方が第1種普通免許を取得した場合

《給付額》

運転免許取得費の一部(取得費の2/3、上限10万円)
※免許取得費用の明細が必要ですので、免許取得後に申請してください。

自動車改造費給付

《対象》

市内に住む上肢・下肢・体幹機能障害のいずれかが1～4級の身体障害者手帳を所持する方で、自ら所有し運転する自動車を障害に適應するために改造する場合

《給付額》

改造費の一部(上限10万円)

※改造前に申請が必要です。

※所得制限があります。

社会福祉課 障害者福祉係 担当:日野

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

児童虐待防止 地域の子育てをみんなで見守りましょう

児童虐待は深刻な社会問題となっており、児童相談所への相談件数は年々増え続けています。

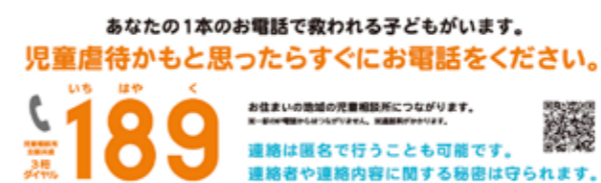
児童虐待の種類

『身体的虐待』…殴る・蹴る・やけどをさせる・激しく揺さぶる・戸外に締め出すなど

『ネグレクト』…食事を与えない・ひどく不潔なままにする・家や車内に閉じ込める・通学させない・病院に連れて行かない・同居人による虐待を放置するなど

『心理的虐待』…暴言・無視・きょうだい間の差別的な扱い・子どもの前で配偶者や他の家族に暴力をふるうなど

『性的虐待』…わいせつな行為や性関係の強要・性器を触る、触らせる・ポルノビデオを見せる、被写体にするなど

国民健康保険・後期高齢者医療
服薬情報通知を送付します

11月下旬から、被保険者の病気の重篤化防止や医療費削減を目的として、服薬情報通知を送付します。

通知を受けた方は、その通知をかかりつけ医やかかりつけ薬局で提示し、重複している薬や飲み合わせの悪い薬を確認してください。

《対象》以下のすべてに該当する方(加入保険ごと)

- 国民健康保険
 - ・被保険者で60歳以上75歳未満の方
 - ・複数医療機関(2か所以上)の受診歴がある方
 - ・6種類以上の薬を服薬している方
- 後期高齢者医療
 - ・被保険者 ・6種類以上の薬を服薬している方
 - ・複数医療機関(2か所以上)の受診歴がある方

外出時には「お薬手帳」を携帯しましょう

外出時の思わぬけがや体調不良により、病院を利用することもあります。いつも服用している薬やアレルギー等の情報をお薬手帳に記録しておくことで、ご自身の健康を守るために大変役立ちます。

お薬手帳は病院や薬局ごとに別々の手帳を作らず一冊にまとめるようにしましょう。

保険医療課 医療保険年金係 担当:高橋・三宅

☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

出産や子育てに悩んだ時には

子育ては思いどおりにならないこともあり、不安や悩みは誰もが持っています。つらい気持ちをひとりで抱え込まずに、周囲の人や相談機関に話してみましょう。

《相談窓口》

- ・子育て支援課 子育て支援センター
 - ☎お太助フォン 47-1283
- ・健康長寿課 健康推進係
 - ☎お太助フォン 42-5633
- ・こども発達支援センター
 - ☎お太助フォン 47-4151
- ・広島県西部こども家庭センター
 - ☎082-254-0381

令和元年度「児童虐待防止推進月間」啓発標語

『189(いちばやく)ちいさな命に待たなし』

子育て支援課 児童福祉係 担当:大上

☎お太助フォン 47-1283 ☎42-2130

手話通訳・要約筆記資格
受験費用を助成します

「手話通訳」「要約筆記資格」の受験費用を助成しています。希望する方は社会福祉課障害者福祉係まで申請してください。

《対象試験》

- ・手話通訳者全国统一試験
 - ・全国统一要約筆記者認定試験
- 《対象者》以下のすべてに該当する方
- ・本市に住所を有する方
 - ・市の意思疎通支援登録者として活動が可能なる方
 - ・受験費用について他の補助を受けていない方

《助成額》

- ・試験の受験料
- ※申請には受験票の写しと受験料の領収書の写しが必要になりますので、試験終了後に申請してください。
※試験結果は問いません。

社会福祉課 障害者福祉係 担当:小野

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130